

被保険者様用 契約内容説明書

「精密検査費用保険」

- この「契約内容説明書」は、お客さまが被保険者として補償されている「精密検査費用保険」のご契約の内容についての重要な事項をご説明するものですので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。
- ご契約内容の詳細等、ご不明な点がございましたらマイページの「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問合せフォーム」からお問合せください。

1. 商品の仕組み

- この保険は、被保険者が健康診断等を受けた結果、精密検査が必要となり、精密検査費用を負担した際の補償が得られる保険です。
- 主契約では、生活習慣病に関連が強い項目における精密検査費用を補償します。
- がん精密検査費用補償追加特約を付加することで、5 大がん検診の精密検査費用を補償します。
- 保険金のお支払いは、1保険期間の通算で1万円を限度とします。がん精密検査費用補償追加特約が付加されている場合、主契約と特約の保険金の合計で1万円を限度とします。

2. 補償の内容

【精密検査費用保険金をお支払いする主な場合】

精密検査費用保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。

- ☑ 「保険金支払いに関する読み替え特約」が付加されている場合(プラン L+C または L)

支払事由	被保険者が以下の各号のすべてを満たした場合に、精密検査費用保険金を下表に従い支払います。 (1) 保険期間中に健康診断 ^{*1} を受けた結果、以降に定義する健康診断基準に該当し、精密検査 ^{*2} が必要となったこと (2) 前号に定める健康診断 ^{*1} の受診日からその日を含めて240日以内に、精密検査受診に関して病院または診療所 ^{*3} において精密検査費用 ^{*4} を負担したこと
支払額	精密検査費用 ^{*4} の額のうち被保険者が負担した部分

※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。

- ※ 保険期間が満了した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間中に健康診断^{*1}を受診し、この保険契約の保険期間満了後に精密検査費用^{*4}を負担することとなったときは、この保険契約の保険期間満了の日に精密検査費用^{*4}を負担したものとして取り扱います。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

□ 「保険金支払いに関する読み替え特約」が付加されていない場合(プラン Le+C または Le)

上記表中の支払事由は以下のとおりとなります。

支払事由	<p>被保険者が以下の各号のすべてを満たした場合に、精密検査費用保険金を下表に従い支払います。</p> <p>(1) 始期日前に受診した直近の健康診断^{*1}において、以降に定義する健康診断基準に該当しなかったこと</p> <p>(2) 保険期間中に健康診断^{*1}を受けた結果、以降に定義する健康診断基準に該当し、精密検査^{*2}が必要となったこと</p> <p>(3) 前号に定める健康診断^{*1}の受診日からその日を含めて240日以内に、精密検査受診に関して病院または診療所^{*3}において精密検査費用^{*4}を負担したこと</p>
------	---

精密検査費用保険金の対象となる健康診断^{*1}の項目および基準は下表のとおりとします。以下、当基準を「健康診断基準」と言います。

項目	基準	
血圧(mmHg)	収縮期	160 以上
	拡張期	100 以上
脂質(mg/dL)	中性脂肪	29 以下 または 500 以上
	HDL コレステロール	29 以下
	LDL コレステロール	59 以下 または 180 以上
肝機能(U/L)	AST(GOT)	51 以上
	ALT(GPT)	51 以上
	γ-GT(γ-GTP)	101 以上
糖代謝	HbA1c(%)	6.5 以上
	空腹時血糖(mg/dL)	53 以下 または 126 以上
腎機能	尿蛋白	(2+)以上
	eGFR(mL/min/1.73 m ²)	44.9 以下
	クレアチニン(mg/dL)	男性 1.3 以上、女性 1.0 以上

※ 健康診断基準変更特約が付加されている場合、契約者と会社が協議して定めた数値を健康診断基準として適用します。

*1 「健康診断」とは、労働安全衛生法にもとづく定期健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく特定健康診査、雇入時の健康診断等をいい、人間ドックその他の医療機関で受けた健康診断を含みます。ただし、健康診断の項目として健康診断基準に定める5つの項目のいずれかが含まれるもの(注)に限ります。

(注)健康診断基準に定める項目ごとに、健康診断基準に関して測定結果が記録されることを必要とし、複数の基準がある項目に関しては、そのいずれかについて測定結果が記録されることを必要とします。

*2 「精密検査」とは、健康診断*1 で健康診断基準に該当したことを受け、異常の原因を探るために実施される検査をいいます。

*3 「病院または診療所」とは、次に該当するものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

*4 「精密検査費用」とは、精密検査にかかる費用および精密検査に付随する費用をいいます。

がん精密検査費用補償追加特約を付加した場合 (プランL+C または Le+C)

がん精密検査費用保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。

支払事由	被保険者が以下の各号のすべてを満たした場合に、がん精密検査費用保険金を下表に従い支払います。 (1) 保険期間中にがん検診*5を受けた結果、そのがん検診について、医師によって精密検査*2が必要と診断されたこと (2) 前号に定めるがん検診*5の受診日からその日を含めて240日以内に、精密検査受診に関して病院または診療所*3において精密検査費用*4を負担したこと
支払額	精密検査費用*4の額のうち被保険者が負担した部分
支払限度	精密検査費用保険金と合計して、1保険期間の通算で1万円を限度*6

※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。

※ 保険期間が満了した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間中に健康診断*1を受診し、この保険契約の保険期間満了後に精密検査費用*4を負担することとなったときは、この保険契約の保険期間満了の日に精密検査費用*4を負担したものとして取り扱います。

※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

*5 「がん検診」とは、健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(令和 7 年 7 月 1 日一部改正版)に示されている下表の検診項目による下表の種類をいいます。

種類	検診項目
胃がん検診	問診および、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診 または、問診、視診および HPV 検査(HPV 検査単独法および細胞診・HPV 検査併用法)
肺がん検診	質問または問診ならびに胸部エックス線検査および喀痰細胞診(ただし、喀痰細胞診は、質問または問診の結果、喀痰細胞診の対象者に該当することが判明した者に限ります。)
乳がん検診	問診および乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
大腸がん検診	問診および便潜血検査

(注 1)がん検診の受診日以前に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、新たながん検診の種類または検診項目が追加された場合その他これと同等の事情が認められるがん検診の種類または検診項目がある場合には、とくに会社が必要と認めるときは、そのがん検診の種類または検診項目を上記表の種類または検診項目に含めることがあります。

(注 2)受検者が症状を認識または自覚して検査を受けた場合、その検査はがん検診には含まれません。

*6 がん精密検査費用補償追加特約が付帯された場合、精密検査費用保険金の支払限度額は、がん精密検査費用保険金と合計して、1万円を限度とします。

(保険金を支払わない主な場合)

次のような場合に、保険金をお支払いできないことがあります。

- ✓ 契約者または被保険者の故意または重大な過失等の免責事由への該当
- ✓ 詐欺・不法取得目的による保険契約の取消・無効
- ✓ 保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の保険契約の解除
- ✓ 保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われた場合

※ これらは代表的なものですので、詳細は約款をご確認ください。

3. 保険期間・責任開始日

- ・ 保険期間は 1 年間(自動更新)です。
- ・ 責任開始日は、マイページにてご確認ください。
- ※ 想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

4. その他の注意事項

「補償の重複」

- ・ 被保険者(補償を受けられる方)が、補償内容が同様の保険契約(※)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

※ 当社以外の保険契約を含みます。

「保険契約の更新」

- ・ 保険契約を更新される場合は、更新時の普通保険約款・特約、および保険料率を適用します。
- ・ 当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。
- ・ 更新時に、この保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき当社は更新を取扱いません。
- ・ 保険契約の更新を取扱わないとき、当社は、保険契約の保険期間満了日の 2 カ月前までに契約者にその旨を通知します。

「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
 - ① 保険期間は 1 年まで(損害保険の場合は 2 年)。
 - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は 80 万円、死亡保険は 300 万円、損害保険は 1,000 万円まで。
 - ③ 1 被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は 1,000 万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で 1,000 万円が上限となります。
 - ④ 1 契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記 ②・③のそれぞれの限度額の 100 倍までとなります。

「保険契約者保護機構の措置等」

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法270条の3第2項第1号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

「指定 ADR 機関」

- 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定 ADR 機関(保険業法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

「支払時情報交換制度」

- 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

日本少額短期保険協会 <https://www.shougakutanki.jp/>

ニッセイプラス少額短期保険株式会社
NP2026-019 2月16日